

迅速な事業再生手法

——事業再生 ADR と民事再生との融合事例——

阿 部 信一郎*

- I 事業再生 ADR 手続の概要
- II マレリ事件における迅速な再生手続の活用
- III ま と め

I 事業再生 ADR 手続の概要

1. 準則型私的整理の一類型

事業再生 ADR 手続は、準則型私的整理の典型である。準則型私的整理とは、私的整理により債務処理を行うための手続について一般に公表された公正かつ適正な準則に基づいて進められる私的整理であるといわれている。純粹私的整理でもないし、破産法や民事再生法をはじめとする倒産法として認められている非常に精緻かつ詳細な法律として規定されている手続でもない。その間にあって、法律やガイドライン等の規定に基づき制定されている手続ではあるが、その手続の内容については法律で詳細には決めておらず、むしろ関係当事者の創意工夫を尊重するという将来志向の手続であるといえる。会社等の再建に特化した手続である。

2. 私的整理のガイドラインの成立とその後の凋落

この準則型私的整理の嚆矢となったのは、2001年に公表された私的整理のガイドライン

* 中央大学法科大学院客員教授、弁護士

ン¹⁾であった。不良債権処理の促進などを掲げた政府の「緊急経済対策」²⁾を受けて作られたルールであり、複数の金融機関に対して返済困難な債務を抱えた企業のうち、過剰な債務をある程度軽減することなどにより、再建できる可能性のある企業を救済するために、債務者企業と複数の金融機関が協議した上で、債権放棄やDES (Debt Equity Swap, 債権の株式化) などの金融支援をするための私的なルールである。債権者として手続に参加する対象が、全債権者ではなく、原則として金融機関債権者だけである点に特徴がある。

このガイドラインが参考としたのは、会計士や弁護士など倒産実務家で組織された世界最大の組織であるINSOL (インソル)³⁾が作成し、各国に採用を勧告した、債務者と多数債権者間の裁判所外のワークアウトに関する「INSOL 8原則」⁴⁾であった。このINSOL 8原則自体も、日本でいえば日本銀行に相当するイギリスの中央銀行であるイングランド銀行が中心になって、複数の銀行が協調して過剰債務を軽減する等の金融支援を行うための手続の準則であるロンドン・アプローチという不文律を参考にしたものであった。このロンドン・アプローチは、イングランド銀行が長年かかって定着させ、ユーロトンネルを作った会社が複数の国にまたがる複数の銀行に対して負担した過剰債務を整理するためにも使われたとのことである⁵⁾。もっとも、INSOL 8原則は事業再生の手続だけをルール化したものであるが、日本の私的整理のガイドラインでは、金融機関からの提言もあり、再生計画案の内容まで踏み込んでルール化⁶⁾している点で異なるといわれている。

この私的整理のガイドラインの作成には、全国銀行協会をはじめとする各種金融機関協会の代表ばかりではなく、金融庁、日本銀行、経済産業省、国土交通省をはじめとする政府担当者も参加していた。そのために、ガイドラインについては事業再生において債権者となる金融機関も尊重し遵守するソフトローとなって数十件の実績を持った。

ところが、このガイドラインを運用していく上で次第に問題が顕在化してきた。メイン寄せの問題と称される。私的整理を成立させるためには金融債権者である対象債権者全員の賛成を得なければならない。その場合、倒産法一般の原則からすれば、債権額に応じた弁済つまりプロラタでの弁済が行われることで再生計画案が公平・衡正であるといえ、債権者間の平等が貫けるはずである。ところが、このガイドラインが使われていた当時、まだ日本では伝統的なメインバンク制が盛んな頃であり、金融債権者一般の考えとして「当該債務企業が倒産したのであればその面倒はメインバンクが見るべきである」という固定観念があった。しかもガイドラインの一時停止の申立ても、債務者企業とメインバンクが両者共同で行うことと規定されていた(同ガイドライン第4条(3))。そうすると、メインバンク以外の金融債権者は、再生計画案に含まれる弁済計画において、

メインバンクと自分たちとの間ではプロラタ弁済はむしろ衡正ではない、実質的な平等に反するとの意見を持っていた。メインバンクが自分たちよりも大きな割合の債務を負担すべきである、つまり債権放棄率（カット率）を相対的にノン・メインバンクよりは大きくすべきことを主張してきた。これがメイン寄せの問題である。そのために、メインバンクは次第にガイドラインによる債務者企業の救済に積極的でなくなり、ガイドラインは使われなくなり、次で説明する事業再生 ADR 手続にその役割を交代したのであった。

3. 事業再生 ADR 手続の隆盛

(1) 事業再生 ADR の成立とその概要

事業再生 ADR 手続は、2007 年に成立した手続である。この ADR とは Alternative Dispute Resolution の略称であり、裁判外紛争解決と訳されている。つまり事業再生の局面において民事再生法や会社更生法のような法的再建手続を使わずに、準則型私的整理によって過剰債務に悩む企業の再建を手助けする制度である。ちなみに準則型となる根拠法は産業競争力強化法（以下「産競法」）である（同法 49 条乃至 65 条）。

民間の紛争解決事業者が、ADR 法に基づき法務大臣の認証を得て認証紛争解決事業者となり、さらに産競法に基づく経済産業大臣の認定を得て「特定認証紛争解決事業者」となり手続を主宰する（同法 49 条）。現在はこのような特定認証紛争解決事業者は事業再生実務家協会のみとなっている。

中立的な専門家である手続実施者が、金融機関等の債権者と窮境にある債務者の間の調整を実施するのが基本構造である（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（以下「施行規則」という。）17 条）。手続で対象となる債権者は原則として金融機関だけである。手続の申請も債務者企業だけで行い、メインバンクの申立てへの関与はなくなったことからメイン寄せはなくなり、メインバンクも含めて金融債権者を平等に取り扱う基盤ができた（施行規則 20 条）。

また非公表の手続であることから秘密裏に会社を再生できる⁷⁾。商取引債権者には従来どおりに弁済を取引で決められた時期に行うことから、事業再生 ADR 手続を行っていること自体が知られないこととなり、取引上の信用不安等に陥る恐れがない。ただしあくまで私的整理であることから事業再生計画案の成立には全債権者の同意が必要である点に特徴がある（特定認証 ADR 手続に基づく事業再生手続規則（以下「協会規則」という。）30 条 1 項）。

事業再生実務家協会には、2023年11月末までに97件315社の申請があり、そのうち計画案が成立したのは68件245社であるとのことである。開始から終結までの平均期間は約6ヶ月となっている。成立していない事件は取下げられて法的倒産手続に移行しているものと推測される。

(2) 手続の流れ

a) 申立てと一時停止の通知

手続の流れを概観する。まず経済的な窮境にある債務者が特定認証紛争解決事業者による事業再生ADR手続の利用を申請する。

同事業者が正式受理をすると、同事業者と債務者との連名で対象債権者である金融債権者に対し一時停止の通知を発する（協会規則24条、施行規則20条）。対象債権者となる金融機関は広義にとらえられており、銀行、信用金庫、信用組合、農協に限らず生保・損保会社、リース会社やノンバンクも含まれる（協会規則1条、2条、25条2項）。これによって金融債権者は個別に債権を回収したり、担保権を新たに設定したり、既存の担保権を実行したり、法的倒産手続の申立てを行うなど債務者に対する自己の地位を改善する行為を行うことが禁止される。つまり、対象債権者間の相対的地位を一時停止の時点で固定して、金融債権者の与信残高（貸金残高）を維持し変更できないようにして、対象債権者間の不公平が生じないようにすると共に、対象債権者である金融機関からの取立が行われて債務者が倒産するという最悪の事態に陥ることを回避しながら、事業再生ADR手続のための話し合いのテーブルにつく前提とするのである。

もちろん、一時停止の通知の対象となるのは金融債権者だけであり、商取引債権者とは事業再生ADR手続の期間中もこれまでと変わらず取引を継続する。これによって事業価値の毀損を防ぐのである。

b) 第1回債権者会議

一時停止の通知後、原則2週間以内に第1回の債権者会議を開催する（施行規則22条、協会規則26条）。この債権者会議は「事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議」と呼ばれている。この会議では、1) 債務者が自己の資産・負債の状況、事業再生計画案の概要を説明し、2) 会議体の議長と手続実施者を選任する。この手続実施者は企業再建の経験豊富な弁護士、会計士やコンサルタントが選任されており、通常は3名である。また、3) 上記一時停止の通知の内容と期間を事後的に追認し、かつ第3回の債権者会議までの一時停止期間の延長を確認する。さらに、4) 第2回債権者会議すなわち

「事業再生計画案の協議のための債権者会議」（施行規則 24 条，協会規則 26 条）や第 3 回債権者会議すなわち「事業再生計画案の決議のための債権者会議」（施行規則 26 条，協会規則 30 条）の期日をあらかじめ決定する。事業再生 ADR における決議のうち，議長の選任，手続実施者の選任，第 2 回債権者会議の日時と場所の決議は対象債権者の過半数で決議できるが，特に重要な事項である一時停止の内容と期間，第 3 回債権者会議の日時と場所の決議には，原則どおり全員の同意が必要とされている（施行規則 22 条 2 項）。

c) 事業再生計画案の内容

第 1 回債権者会議では，事業再生計画案の説明はいまだ再生計画案の具体的内容が決まっていないことも多く，おおよその概要を説明するだけで終了することも多い。対象債務者は，この会議終了後第 2 回債権者会議までの間に事業再生計画案を完成させ対象債権者に提出する（施行規則 28 条，29 条並びに 32 条，協会規則 27 条等参照）。

再生計画案の内容は大きく二つに分かれる。債務の再構築と事業の再構築である。リストラクチャリング計画である。債務の再構築すなわちデット・リストラクチャリング計画においては，対象債権者の債権放棄額，期限の猶予（延払い），金利の減免等の具体的な内容を決定する。他方で事業の再構築すなわちビジネス・リストラクチャリング計画においては，事業部門，工場，店舗や子会社などの閉鎖や売却を計画し，残存させる利益を見通せる部門をどのように改善して収益があがるようにするかを計画する。

債務者事業について債権放棄を要請する再生計画案を作成する場合には，そもそも条件として債務者に事業価値があり，重要な事業部門で営業利益が出ているなど，債権者が支援すれば再生の可能性のある企業でなければならない。ここでいう事業価値とは，技術，ブランド，商圏，人材などの事業基盤があり，事業の収益性や将来性があることである（経産省告示二⁸⁾）。

さらに，特徴的なのは再生計画案の内容についても縛りがある点である。債務者が債務超過の状態にあれば，再生計画案成立後，次の会計年度を含む 3 年以内に債務超過の状態を解消することが求められる（施行規則 28 条 2 項 1 号，協会規則 27 条 2(4)イ項）。債務者に経常損失が発生している場合，同様に 3 年以内に経常利益を黒字化することが必要である（施行規則同条同項 2 号，協会規則 27 条 2(4)ロ項）。したがって債務者は 3 年を目処に会社の再生を図る計画を作成しなければならないが，他方でそれ以上の期間を必要とする業種等もあり，例外的に数年延長される計画も実際にある。

また債権放棄を伴う再生計画案では株主責任を明確化するために，原則として，株主の権利の全部または一部を消滅させなければならない（施行規則 29 条 1 項 3 号，協会規則

27条3(3)項)。そもそも債権者に債権の減免を求めるのであるから株主の権利を全部消滅させてよいとも思われるかもしれないが、他方で債務者が上場企業である場合などはむしろ株式を全部消滅させると上場廃止となる恐れがあり、さらに企業価値を毀損することとなり、再生計画案に基づく弁済の履行可能性を悪化させる恐れもある。したがって事案（事業再生に著しい支障をきたす恐れがある場合）によっては、株主の権利を全部消滅させずに事業再生を図ることの方が対象債権者にとって得策であることもある。

もちろん経営者責任も問われる（施行規則29条1項4号、協会規則27条3(4)項）。経営悪化の責任をとって役員の手退も要求される。経営悪化の原因を作った経営者が更迭された後で再建のために送り込まれた現経営者がいればその者は退陣する必要はない。また経営悪化に責任がある経営者であっても、その役員を退陣させることが事業再生に著しい支障をきたす場合には例外的に退任しなくてよい。地方の中小企業において、社長を退任させると代替する経営者が見つからず、しかも社長が技術やノウハウを一番知っており取引先との人脈もあるような場合には、退任させずにむしろ今後の債務者の再生をすることが債権者にとっても有用であることもある。

再生計画案には、経営困難な状況に陥った経過や原因を説明する書面、過去と現在の財務諸表や将来の収支計画、資金繰り計画表なども添付される（施行規則28条1項、協会規則27条1項乃至3項）。各対象債権者に対する債務額、担保設定状況、担保によってカバーされていない無担保の債権額、債権放棄要請額なども含まれる。これらの資料は民事再生や会社更生において裁判所に提出される資料とほぼ同一であることも多いが、事業再生計画案の同意を得る債権者がすべて数字に長けた金融機関であることから、より詳細な資料の提出が要請されることもある。

再生計画案においてスポンサーに事業を売却することが含まれているのであればこの期間にスポンサー選定手続も実施され、スポンサーの意向を含めた再生計画案が作成される。

d) 第2回債権者会議・第3回債権者会議

第2回の協議会議の前に、手続実施者は、債務者によって作成された再生計画案の内容を調査し、事業再生実務家協会に調査報告書を提出する（協会規則28条）。第2回の協議会議において、手続実施者は、調査報告書の内容を報告し、事業再生計画案の公平性・妥当性・経済的合理性を検証した結果についての意見を述べる（施行規則24条）。対象債権者と意見交換を行う機会でもある。

その後、対象債権者の内部決裁も考慮しておおよそ1ヶ月後を目処に第3回の決議会

議が招集される。ここでは債権者が事業再生計画案に同意するか否かを書面にて決議を行う（施行規則 26 条, 協会規則 30 条 1 項）。決議されるに至らない場合には続行期日が設けられる⁹⁾。書面決議では全員の同意があれば再生計画案が成立する。ここで全員の同意が得られない場合には、法的整理への移行する。

e) 事業再生 ADR 手続不成立の場合の法的整理への移行

事業再生計画案の同意が取れずに事業再生 ADR 手続が挫折した場合、債務者は民事再生や会社更生など法的再建手続へ移行するなどして事業再生を継続することを検討する。その場合に、これまで対象債権者が合意してきたプレ DIP ファイナンス（法的倒産手続開始前に必要となる資金の融資）を尊重し、また債権者と検討してきた再生計画案の内容を前提とした民事再生の再生計画を立案できれば簡易である。民事再生で再生計画案を可決する要件は全員一致ではなく緩和された要件であることから、民事再生において債務者の再生計画案を、一部の債権者の反対を押し切って債権者集会で可決され、裁判所から認可される可能性は高くなるし、何よりも債務者の迅速な再生を図ることができる。また逆に、法的手続において事業再生 ADR での手続を尊重した取り扱いをしてくれるのであれば、事業再生 ADR 手続に参加する対象債権者も安心して手続参加を進められる。このような観点から産競法において以下のような内容を規定している。

まずプレ DIP ファイナンスの保護である。プレ DIP ファイナンスは、事業再生 ADR 手続中の債務者が、債権者との交渉中に資金繰りに窮してしまつて、やむをえず民事再生などの法的整理に移行するようなことがないように、融資をする債権者（プレ DIP ファイナンス）が当該融資金の返済について優先的な取り扱いを受ける旨の同意を他の対象債権者すべてから得た後に、融資を実行するものである。DIP ファイナンスが、民事再生などの開始決定後に融資されるものであるのに対して、それより前に融資されることからプレ DIP ファイナンスと呼ばれている。

前述したように、このプレ DIP ファイナンスは、その他の既存の金融債権よりも最優先で弁済されることが対象債権者間で合意されている。ところが、民事再生手続が開始すると当該債権も再生債権となり、その他の債権と同様に民事再生の再生計画案に基づき平等に支払われるという原則が適用されるのであれば、リスクを冒してまで資金供与したプレ DIP ファイナンスにとっては不合理である。そこで、産競法上、プレ DIP ファイナンスによる資金の借入れについて、その返済を優先的に取り扱うことについて対象債権者全員の同意を得ていることなどを特定認証紛争解決事業者が確認した場合には、裁判所は、再生計画案を認可する際に、その弁済の優先性について再生計画案

の衡平性の観点から(プラスに)考慮して判断することが求められる(産競法 56 条, 57 条)。裁判所の判断を拘束することはできないので、このような表現をとっている。

その他に、産競法には、事業再生 ADR 手続中に発生した商取引債権が未払いで、民事再生手続中に少額債権として弁済の許可の申立てがなされた際の裁判所に対する同様の考慮規定もある(産競法 61 条)。

また、政府が 2021 年 6 月に閣議決定した「成長戦略実行計画」¹⁰⁾には、「大企業・中堅企業の事業再構築・事業環境整備」として「私的整理等の利便性拡大のための法制面の検討」が盛り込まれ、「事業再生 ADR から法的整理である簡易再生手続への円滑な移行の推進」が記載された。これを受けて産競法に規定が新設され、事業再生 ADR 手続が全債権者の同意を得られずに頓挫して民事再生手続に移行し、その手続期間中に特則である簡易再生手続を申立てる場合で、事業再生 ADR 手続で提示された再生計画案の内容をそのまま民事再生における再生計画案とした場合には、裁判所は再生計画不認可事由に該当しないかを判断するものとされた(産競法 65 条の 3 及び 65 条の 4)。すなわち、当該計画案が債権者一般の利益に反しないかの判断において、特定認証紛争解決事業者が確認した事業再生 ADR 手続における再生計画案について裁判所は考慮する、つまり別言すれば尊重することが求められている。民事再生における早期の再生計画案の成立、それによる可及的速やかな事業再生を企図したものである。

2022 年 8 月、1 兆円を超える負債額となった日本における最大の倒産事件の一つであるマレリホールディング(自動車部品製造)の事件で、このような簡易再生手続が可決・認可され早期再生が実現した¹¹⁾。

II マレリ事件における迅速な再生手続の活用

マレリ事件は、非上場企業である自動車部品業を営むマレリグループ(正確には持株会社(ホールディング)会社外 4 社)が事業再生 ADR 手続を申立てたものの、再生計画案に全員の同意が得られず手続が頓挫し、ただちに法的倒産手続である民事再生手続を申立てて、早期に再生計画案が可決・認可された事件である¹²⁾。マレリグループは、グループ企業が約 160 社、従業員が約 58,000 人、世界約 14 ヶ国に拠点を持つ巨大コングリアットである。米国に本拠がある世界有数の大手投資会社である KKR が 100% 株主として、自動車製造業の日産の子会社カルソニックカンセイ社(2017 年)とイタリアの Magneti Marelli 社(2018 年)を買収して両社を統合して組成された株式会社である(2019

年)。総合自動車部品メーカーとして、自動車のヘッドランプやディスプレイ、パネルをはじめとする様々な自動車関連商品を製造している。同社は、コロナ禍や半導体の不足等による主要 OEM の業績不振、原材料価格の高騰等により売上高が減少するなどを原因として業績の不振に陥った。金融負債の総額は、金融機関 26 社からの借入金 1 兆 1300 億円に上った。マレリ事件における、法的論点は多数あるが、ここでは事業再生を早期に完了した観点に焦点を当てて説明する。

1. 事業再生 ADR 手続から簡易再生手続への移行

マレリ事件においては、事業再生 ADR 手続における事業再生計画案に金融債権者全員の同意が得られなかった。上記のとおり、事業再生 ADR 手続では、対象となる金融債権者の全員の同意が得られない場合には、事業再生計画案は不成立となり、事業再生 ADR 手続は終了する。マレリは、第 3 回債権者会議において債権者全員の賛成が得られず不成立となった直後（当日）、民事再生を申立て、その後、さらに民事再生手続係属を前提とした特則である簡易再生手続を申し立てた。

このような民事再生手続において、再生計画案が可決されるためには再生債権者の頭数で過半数、総債権額の 50% 以上の債権を有する債権者の賛成が必要とされる（同法 172 条の 3）。事業再生 ADR 手続に参加を拒否した債権者、途中で離脱した債権者、事業再生 ADR 手続における再生計画に反対した債権者がわずかである場合には、民事再生計画案が可決されるための法定多数を獲得することは容易である。

マレリ事件においても、事業再生 ADR 手続における再生計画案に同意しなかった複数の債権者らが、民事再生手続における再生計画案にも反対票を投じたものの、債権者会議において 90% 以上の賛成票を獲得して再生計画案が可決され、直に裁判所から認可された。そのため同手続に移行後に、事業再生を早期に実現できたことになる。

この簡易再生手続とは、民事再生手続申立後において、1) 債権を届け出た債権者の総債権額の 60% 以上の額を有する債権者が、2) 再生計画案に同意し、かつ 3) 債権の調査・確定手続を経ないことに同意した場合に行われる手続である（民事再生法 211 条 1 項）。債権を届け出る債権者の存在が前提となる手続であることから、裁判所が定めた債権届出期間経過後（かつ一般調査期間の開始前）の限られた期間にのみ、簡易再生の申立ては可能となる。

簡易再生申立時に、既に再生計画案の作成が完了して、その再生計画案に法定多数の債権者が同意していることを前提として、ただちに債権者集会において再生計画の決議

が行われる。煩雑な債権の調査・確定手続が省略されて、債権の調査及び調査内容について異議を申立て査定・裁判を行う等の手続がないことから、再生計画案の決議を行う債権者集会まで大幅な時間の短縮ができる（同法 212 条）。

もちろん、簡易再生手続を申立てるためには、簡易再生手続申立時において、再生計画案について総債権額の 60% 以上の同意が必要であることから明らかなように、債権者が簡易再生の申立時までに、再生計画案を十分に理解して納得していることが必要である。マレリ事件では、事業再生 ADR 手続において選択したスポンサーが簡易再生（民事再生）においても同様の条件でスポンサーとなることに同意していたことから金融債権者（事業再生 ADR 手続時の対象債権者）への弁済額に変更はなかったこと、取引債権者の取り扱いも事業再生 ADR 手続と同様に全額弁済を前提としていたこと等から、事業再生 ADR 手続における債権者に対して十分に説明していた再生計画案と簡易再生手続の再生計画案が実質的に同様となったことから、債権者の理解も容易に得ることができ、この簡易再生手続を選択することが可能となった。

2. 両手続に要した期間の検討

早期事業再生を検討する観点からは、両手続に要した期間の検討が重要である。事業再生 ADR 手続の正式申請（2022 年 3 月 1 日）から再生計画案の決議会議である第 3 回会議（同年 6 月 24 日）までの期間が 116 日間である。この 116 日の間に、債権者会議が 6 回（第 1 回会議、第 2 回会議及びその続会を計 3 回、第 3 回会議）開催され、マレリを買収するスポンサーの選定及びスポンサーの決定の作業も行われたことから、関係者にとっては非常にタイトな日程であった。なお上述のとおり事業再生 ADR 手続の申立てから終結までの平均期間（ただし成立案件）が、通常 6 ヶ月程度であるとのことである。したがってマレリ事件で必要とされた事業再生 ADR 手続期間は他の案件と同等程度といえよう。

上記第 3 回会議で決議不成立となった同日中に、直ちに申立てられた民事再生手続は、申立・開始決定（同年 6 月 24 日）から簡易再生申立（同年 7 月 7 日）を経て、債権者集会における再生計画案の可決及び認可決定（同年 7 月 19 日）まで 26 日間、認可決定確定及び民事再生手続の終結決定（同年 8 月 9 日）までの期間が 47 日間であった。東京地方裁判所が準拠する民事再生手続標準スケジュールでは申立てから認可決定まで 5 ヶ月、認可決定の確定まで約 6 ヶ月程度で手続が終結することを前提としている。これと比較すると、簡易再生手続を選択した場合には、通常の民事再生手続に必要とされる期

間の4分の1の期間（46日÷180日＝0.25）で手続が終結できたことがわかる。

事業再生ADR手続開始から民事再生（簡易再生）手続終結までの合計の期間は162日（116日＋47日－1日）となった。事業再生ADR手続において、全員の同意が得られなかったため頓挫した事業再生計画案が、その後法的再建手続である簡易再生手続を利用して、迅速に法定多数で可決・認可され終結した。

マレリ事件の主たる事項の時系列は以下のとおりである。

手続	日程	備考
◆ 事業再生ADR正式申請	3月1日	－ 一時停止通知発送
◆ 事業再生ADR第1回会議	3月7日	－ 議長及び手続実施者の選任 － 一時停止の内容及び期間の同意 － 第2回会議・第3回会議の開催日時・場所の決定 － 全債権者によるプレDIPファイナンスの優先弁済の合意
◆ スポンサー1次入札期限	3月31日	－ スポンサー候補者を3社を絞り込み
◆ スポンサー2次入札期限	4月12日	－ 2社を対象に最終プロセスに移行
◆ 事業再生ADR第2回会議	4月19日	－ 再生計画案検討、入札に関する報告等
◆ 事業再生ADR第2回会議（続会）	4月26日	－ 再生計画案検討、入札に関する報告等
◆ 事業再生ADR第2回会議（続々会）	5月16日	－ 再生計画案検討、入札に関する報告等 － 第3回会議の開催日時・場所の変更 － プレDIPファイナンスの優先性の確認（実務家協会）
◆ スポンサー最終提案書受領	5月17日	－ スポンサーを1社に決定
◆ 事業再生ADR第2回会議（続々々会）	5月31日	－ 債務者による事業再生計画案の説明 － 手続実施者による調査報告
◆ 事業再生ADR第3回会議	6月24日	－ 事業再生ADR不成立—全員同意ならず － 事業再生の計画に係る債権の減額に関する確認（実務家協会）
◆ 民事（通常）再生手続開始申立て ◆ 監督委員選任 ◆ 民事（通常）再生手続開始決定 ◆ 少額債権弁済許可 ◆ 再生計画案提出	6月24日	－ DIPファイナンスに関する監督委員の同意 － プレDIPに係る別除権協定締結（和解契約）に関する監督委員の同意
◆ 債権届出期限	7月6日	
◆ 簡易再生申立て ◆ 簡易再生決定／付議決定	7月7日	－ 再生計画案修正版と監督委員の意見書も同日提出
◆ 債権者集会 ◆ 再生計画認可決定	7月19日	－ 債権額にして90%以上の賛成取得
◆ 認可決定の確定 ◆ 民事再生手続の終結決定 ◆ 監督命令取消し	8月9日	

Ⅲ ま と め

以上のように、マレリ事件は、事業再生 ADR 手続から民事再生手続へ移行した事例として、日本で最初の事件となった。二つの手続間の移行が円滑にできたため、今後の実務においても重要な先例となるはずである。このような手続間の移行モデルは、2015年に報告された「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」（商事法務研究会）で報告された「簡易再生運用改善モデル」が参考とされている¹³⁾。当報告書においては、このモデルの発展形としてさらに「迅速事業再生手続モデル」の創設も提言されている。つまり民事再生手続の特則である簡易再生手続にさらなる特則を設けることが示唆されている。

この迅速事業再生手続モデルの特徴の一つは、民事再生申立と同時に迅速再生手続の申立てを行うものとされている点である。簡易再生手続で要件とされた「債権届出期間」の概念を省略するものである。その代わり「債権のみなし届出」の制度を設けて、仮に事業再生 ADR 手続への参加を拒絶した債権者や途中で手続離脱した債権者がいても、債務者が手続申立時に、すべての債権者の債権の内容を記載した債権者一覧表を提出することで債権届出を行ったことと「みなす」こととしている。これにより債権届出が不要となり債権届出期間を省略できるようになる（ちなみに債権者一覧表に記載のない債権者の処遇には工夫が必要となり議論がある）。

今回のマレリ事件では、事業再生 ADR 手続の対象債権者と民事再生手続の再生債務者とは同一であった。取引債権者は民事再生手続においても 100% 弁済されることから再生債権者には当初から含まれなかった。したがって、再生債権者と債権額は当初から確定していた。それにもかかわらず簡易再生手続の申立てが、債権届出期間終了まで持ち越されたことは、時間の浪費（申立日である同年 6 月 24 日から債権届出期限同年 7 月 6 日までの 13 日間）であった。早期の事業再生の足かせとなった。この点については今後の検討が必要であろう。

今回の事業再生 ADR 手続から簡易再生手続への移行が非常に上手く行ったことは、迅速な事業再生の成功例として評価され、事業再生の基本的な手続として事業再生 ADR 手続を利用し、それが難しければ法的再建手続を二次的に利用しようという風潮がさらに高まることが予想される。上記のような産競法の改正により、簡易再生の申立てに関する特則が規定されて、裁判所が再生計画案の認可に関する決定（民事再生法 174

条2項4号)を行うにあたって、認可する方向に協力を得やすい環境整備がされた点も大いに貢献しているはずである。他方において、事業再生ADR手続において、「再生計画について債権者の全員の同意がとれなくてもやむをえない、簡易再生手続で対処すればよい。」という安易な風潮が生まれ、事業再生ADR手続に対峙する債務者や対象となる金融債権者の姿勢が緊張感を欠いたものとなり、本来であれば反対債権者を十分説得すれば同意を徴求できて、再生計画案が債権者全員の同意を得て早期に成立ができたかもしれない案件が安易に決議不成立に流れてしまうことがないかを懸念する。この点、本論稿では早期事業再生に限定して論じていることから、事業再生ADR手続と簡易再生手続の融合についての問題等は、今後の検討課題とする。

注

- 1) https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news170331_3.pdf
- 2) <https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2001/0406taisaku.html>
- 3) <https://www.insol.org/>
- 4) STATEMENT OF PRINCIPLES FOR A GLOBAL APPROACH TO MULTI-CREDITO WORKOUTS II
<https://www.insol.org/Focus-Groups/Financiers-Group/Technical-Projects> この8原則を要約すると、以下のとおりである。まず債権者が経済的窮境にある債務者に、一時停止 standstill の猶予を与えて、債務者がその窮境を認識・評価し、再建案を作成するのに十分な時間を与えること（第1原則）。債権者は、一時停止期間中、債務者に対し残額を減少させるような取立て行為を行わず、また債務者との間及び債権者間の相対的な地位を変更しないこと（第2原則）。債務者も一時停止期間中に債権者に悪影響を与えるような行為を慎むこと（第3原則）。債権者の権利を保護するためには、債権者の代表が委員会を設置し、委員会を補佐する専門家アドバイザーを雇用することで債務者に対応していくことが望ましいこと（第4原則）。一時停止期間中、債務者は、債権者や専門家アドバイザーに対し、その財産・義務・ビジネス・今後の予測等に関する情報を提供して、彼らが財務状況を評価したり、債務者の再建案を評価することができるようにすること（第5原則）。債務者の再生計画案と債権者間契約は、適用される法に準拠し、一時停止開始時点における債権者らの相対的地位を反映したものであること（第6原則）。債務者の財産・義務・ビジネスや再建案に関する情報はすべての債権者に共有され、公表されていない限りは秘密とすること（第7原則）。一時停止期間中の融資や救済融資がなされた場合、その融資の弁済は既存の債務の弁済に優先すること（第8原則）。
- 5) https://www.ejrcf.or.jp/jrtr/jrtr11/pdf/f46_gra.pdf
- 6) 例えば、再生計画案の内容についても規定され、その中で債務超過会社については3年以内の実質債務超過を解消すること、経常利益が赤字であれば3年以内の黒字転換を求めている（同ガイドライン第7項(2)及び(3)等）。
- 7) 上場企業が証券取引所の定める適時開示をする場合は別である。上場企業の事業再生ADR手続においては、原則として、同手続申込時点及び正式受理時点では開示が不要であるが、事業再生計画案が成立した段階で開示することとなっている。事業再生実務家協会編「事業再生ADRのすべて（第2版）」628頁参照。
- 8) 正式名称は「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第29条第2項の規定に基づき認証紛争

- 解決事業者が手続実施者に確認を求める事項(平成26年1月17日経済産業省告示第8号)」である。
- 9) 続行期日は、実務上極めてよく利用されている。第一回会議において具体的な再生計画案が提示されない場合、第二回会議において協議が整わなかった場合、第三回会議において再生計画案が決議されるに至らなかった場合等である(施行規則23条、25条並びに27条、協会規則30条4項)。ただし、第一回会議と第二回会議の続行は対象債権者の過半数で決定できるが、第三回会議の続行は対象債権者の全員の同意が必要となる。
- 10) <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>
- 11) 日本経済新聞2022年7月7日ウェブ版 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC074AX0X00C22A7000000/> <https://response.jp/article/2022/08/10/360617.html>
- 12) 筆者は、事業再生ADR事件の手続実施者として同手続を主宰し、また民事再生手続の監督委員補助者として同手続に関与した。
- 13) https://www.shojihomu.or.jp/public/library/1269/201503_jigyousaisei_hokoku.pdf

●Summary

From the 2000s, rules-based private workout processes increasingly came into use in Japan as a means for business restructuring. One of these is “Turnaround ADR”, a multi-creditor workout process developed in Japan based on the spirit of the Insol 8 principles. The practice of Turnaround ADR in Japan is now widespread. However, in order for a restructuring plan to be agreed upon in this process, it is necessary to obtain the unanimous consent of all creditors. Where this cannot be achieved, the restructuring plan must proceed to an in-court insolvency restructuring process where approval by a majority is sufficient. The Marelli Holdings case discussed in this paper is one of the largest bankruptcy cases to date in Japan. In this case, early stage restructuring was achieved using both Turnaround ADR and an in-court insolvency restructuring procedure. Some of the issues arising in Japan’s initiatives for early stage business restructuring are highlighted through this case.